

## 塩竈市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（案）の概要

### 1. 条例制定の必要性

子ども・子育て支援新制度では、家庭的保育事業等は、児童福祉法に基づく市の認可事業（地域型保育事業）として、新たに位置づけられることになりました。これに伴い、塩竈市では、「家庭的保育事業等に係る設備及び運営についての基準」を、国の定める基準を踏まえ、条例で定める必要があります。

### 2. 「認可」と「確認」

新制度による施設型給付や地域型保育給付の対象となるためには、施設や事業者は、児童福祉法等による「認可」と、子ども・子育て支援法による「確認」を受ける必要があります。

施設・事業の種類		認可の権限	確認の権限
教育・保育施設	認定こども園	宮城県	塩竈市
	幼稚園		
	保育所		
地域型保育事業	小規模保育	塩竈市	
	家庭的保育		
	居宅訪問型保育		
	事業所内保育		

### 3. 地域型保育事業の種類

事業	概要
家庭的保育事業	利用定員が5名以下で、保育者の居宅その他様々なスペースで保育を行う。家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細やかな保育を実施。
小規模保育事業	利用定員が6名から19名で、保育を目的とした多様なスペースで保育を行う。比較的小規模で保育を実施。 3つの種類がある。 ・A型：保育所分園に近い類型（利用定員6名から19名） ・B型：AとCの中間的な類型（利用定員6名から19名） ・C型：家庭的保育に近い類型（利用定員6名から10名）
居宅訪問型保育事業	保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とするきめ細やかな保育を実施。
事業所内保育事業	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施。従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供。

### 4. 塩竈市の基準（案）

基本的には、国の基準どおりに定めることとしますが、市独自の基準として次のとおり考えております。

①「塩竈市暴力団排除条例」の基本理念を踏まえ、公的給付により、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することがないよう、暴力団等の参入を排除し、安心して利用できる環境を整備する必要があるため、「暴力団排除」項目を加える。

なお、下記記載の基準案については、国の基準内容に対しての本市の基準を示しております。

5. 基準案

(1) 共通事項

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
最低基準の目的	○利用乳幼児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が保育を提供することにより、心身ともに健やかに育成されることを保障する。	参	国の基準どおり
最低基準の向上	○市長は保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、家庭的保育事業者等に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。 ○市は最低基準を常に向上させるように努めるもの。 ○家庭的保育事業者等は最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。また、最低基準を理由に、その設備又は運営を低下させてはならない。	参	〃
家庭的保育事業者等の一般原則	○人権への十分な配慮と人格の尊重 ○地域社会との交流及び連携 保護者及び地域社会に対し、運営内容の説明（努力義務） ○自己評価の実施と改善 ○定期的な外部評価及び結果公表と改善（努力義務） ○必要な設備の設置（※1） ○構造設備は保健衛生及び危害防止に十分な考慮を払い設置（※1）	参	〃
保育所等の連携	○連携施設の確保が必要（※2） 連携施設…連携協力を行う保育所、幼稚園、認定こども園 ・集団保育の体験機会、相談、助言などの支援 ・代替保育の提供（※1） ・卒園後の受け皿 ただし、離島その他地域で、連携施設の確保が著しく困難であると市が認めた場合は、連携施設を確保しないことができる。	従	〃
非常災害対策	○消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備の設置、具体的計画の策定、不断の注意と訓練（努力義務）（※2） ○避難及び消火訓練は、少なくとも毎月1回	参	〃
職員の一般要件	○職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。	参	〃
職員の知識及び技能の向上等	○職員は自己研鑽に励み、必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。 ○家庭的保育事業者等は研修の機会を確保しなければならない。	参	〃
他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準	○他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、設備及び職員の一部を兼ねることが可能。 (保育室及び各事業所に特有の設備並びに <u>保育に直接従事の職員</u> を除く)	参 下線部 従	〃

※1：居宅訪問型保育事業所除く ※2：居宅訪問型保育事業を除く

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
利用乳幼児を平等に取り扱う原則	○国籍、信条又は社会的身分又は利用に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。	従	国の基準どおり
虐待等の禁止	○職員は、児童福祉法に掲げる行為（※3）その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 ※3 児童福祉法に掲げる行為 ①身体的虐待 ②性的虐待 ③育児放棄（ネグレクト） ④心理的虐待	従	〃
懲戒に係る権限の濫用の禁止	○利用乳幼児に対する監護、教育及び懲戒に関し、その利用乳幼児の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。	従	〃
衛生管理等	○利用乳幼児の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じる（※2） ○感染症・食中毒の防止、まん延防止に必要な措置を講じる（努力義務）（※2） ○必要な医薬品等を備え、適正な管理の実施（※1） ○職員の清潔保持と健康管理、設備及び備品の衛生的な管理（居宅型保育事業者）	参	〃
食事	○提供方法…事業所等内で調理（※2） ○献立…できる限り、変化に富み、健全な発育に必要な栄養量を有するもの（※2） ○食品の種類及び調理方法…栄養並びに身体的状況及び嗜好を考慮 ○調理…あらかじめ作成された献立に従い実施 ○利用乳幼児の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。（※2）	従	〃
食事提供の特例	○次に該当する場合は、食事の提供は搬入施設において調理し、搬入する方法により行うことができる。この場合でも、調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。（※2） 《家庭的保育事業者等（※2）》 ・衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制と受託者との契約内容の確保 ・栄養士による必要な配慮 ・給食の趣旨を認識し、適切に遂行できる能力を有する受託者の選定 ・年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 ・発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供（努力義務） 《搬入施設》 ・連携施設 ・同一の法人又は関連法人が運営する小規模保育事業若しくは事業所内保育事業を行う事業所、社会福祉施設、医療機関等 ・義務教育諸学校又は共同調理場	従	〃

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
利用乳幼児及び職員の健康診断	<p>○利用乳幼児に対する健康診断…利用開始時と少なくとも年 2 回の定期健康診断及び臨時の健康診断の実施 (※2)</p> <p>○児童相談所等における利用開始前の健康診断…利用開始前の健康診断をもって、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことが可能。ただし、利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。(※2)</p> <p>○健康診断をした医師…必要な事項を母子健康手帳又は利用乳幼児の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ保育の提供又は児童福祉法の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、家庭的保育事業者等に勧告しなければならない。(※2)</p> <p>○職員の健康診断…特に食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。</p>	参	国の基準どおり
家庭的保育事業者等内部の規程	<p>○次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めなければならない。</p> <p>① 事業の目的及び運営の方針</p> <p>② 提供する保育の内容</p> <p>③ 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>④ 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>⑤ 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>⑥ 乳児、幼児の区分ごとの利用定員</p> <p>⑦ 家庭的保育事業等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項</p> <p>⑧ 緊急時等における対応方法</p> <p>⑨ 非常災害対策</p> <p>⑩ 虐待の防止のための措置に関する事項</p> <p>⑪ その他家庭的保育事業者等の運営に関する重要事項</p>	参	〃
帳簿の整備	○職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。	参	〃
秘密保持	<p>○職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>○家庭的保育事業者等は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。</p>	従	〃
苦情対応	<p>○苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。</p> <p>○市から指導又は助言を受けた場合は、必要な改善を講じなければならない。</p>	参	〃

(2) 家庭的保育事業

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
保育の従事者	家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市長が認める者） 家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者）	従	国の基準どおり
職員数	【0～2歳児：職員】3：1（家庭的補助者を置く場合 5：2）	従	〃
設備・面積	保育室等 保育を行う専用の部屋 部屋の面積：9.9㎡以上（3人を超えての保育：1人につき3.3㎡以上を加えた面積） 便所の設置	参	〃
	屋外遊戯場 同一敷地内に遊戯等に適した広さの庭（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	参	〃
給食	提供方法 自園調理（調理業務の全部委託が可能。連携施設等からの搬入が可能。）	従	〃
	設備 調理設備	従	〃
	職員 調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。）	従	〃
耐火基準等	火災報知器及び消火器の設置 消火訓練及び避難訓練の定期実施	参	〃
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供を行う。	従	〃
嘱託医	嘱託医	従	〃
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	参	〃

(3) 小規模保育事業 A 型

項目	国の基準	基準区分	本市の基準	
保育の従事者	保育士（保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことが可能。）	従	国の基準どおり	
職員数	【0 歳児：職員】 3：1 【3 歳児：職員】 20：1 【1・2 歳児：職員】 6：1 【4 歳以上児：職員】 30：1 * 上記に算定した職員数に 1 人追加配置	従	〃	
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室（0・1 歳児）：1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上 保育室又は遊戯室（2 歳以上児）：1 人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上 保育に必要な用具、便所の設置	参	〃
	屋外遊戯場	屋外遊技場（付近の代替地可） 満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上	参	〃
給食	提供方法	自園調理（調理業務の全部委託が可能。連携施設等からの搬入が可能。）	従	〃
	設備	調理設備	従	〃
	職員	調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。）	従	〃
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 * 保育室等を 2 階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 【追加事項】 消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室を 2 階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	〃	
保育時間	1 日 8 時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃	
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供を行う。	従	〃	
嘱託医	嘱託医	従	〃	
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	参	〃	



(5) 小規模保育事業 C 型

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
保育の従事者	家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する市長が認める者） 家庭的保育補助者（市長が行う研修を修了した者）	従	国の基準どおり
職員数	【0～2歳児：職員】3：1（家庭的補助者を置く場合 5：2）	従	〃
設備・面積	保育室等 乳児室又はほふく室（0・1歳児）：1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室（2歳以上児）：1人につき3.3㎡以上 保育に必要な用具、便所の設置	参	〃
	屋外遊戯場 屋外遊技場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡以上	参	〃
給食	提供方法 自園調理（調理業務の全部委託が可能。連携施設等からの搬入が可能。）	従	〃
	設備 調理設備	従	〃
	職員 調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。）	従	〃
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 *保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 【追加事項】消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	〃
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供を行う。	従	〃
嘱託医	嘱託医	従	〃
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	参	〃

(6) 居宅訪問型保育事業

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
提供する保育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児に対する保育。</li> <li>・利用定員の減少又は確認の辞退により保育を受けられなくなった場合で、引き続き保育を希望するときに対応する保育</li> <li>・助産の実施、母子保護の実施又は保育の実施が適当であると認める者の報告又は通知を受けた児童、その他の優先的に保育を行う必要がある児童について、保護者に保育施設の申込を勧奨し及び保育を受けられるよう支援しても、なおやむを得ない事由により保育が受けられない場合に対応する保育</li> <li>・母子家庭等の乳幼児の保護者が夜間及び深夜の勤務に従事する場合への対応等、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を提供する必要があると市が認める保育</li> <li>・離島その他の地域であって、居宅訪問型保育事業以外の確保が困難であると市が認めたものにおいて行う保育</li> </ul>	従	国の基準どおり
保育従事者	家庭的保育者（市長が行う研修を修了した保育士又は保育士と同等以上の知識及び経験を有する市長が認める者）	従	〃
職員数	【乳幼児：職員】1：1	従	〃
連携施設	障害、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であると認められる乳幼児については、障害、疾病等の状態に応じ、適切な専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。ただし、離島その他の地域であって、居宅訪問型保育施設の確保著しく困難であると市が認めたものについてはこの限りでない。	従	〃
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供を行う。	従	〃
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	参	〃

(7) 事業所内保育事業

①通則

項目	国の基準	基準区分	本市の基準																										
利用定員	<p>事業所内保育事業者は、次に掲げる利用定員の区分に応じて、乳児又は幼児の数を踏まえて市が定めるその地域において保育を必要とする乳幼児数以上の定員枠を設けなくてはならない。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>利用定員</th> <th>乳児又は幼児の数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1～ 5人</td><td>1人</td></tr> <tr><td>6～ 7人</td><td>2人</td></tr> <tr><td>8～10人</td><td>3人</td></tr> <tr><td>11～15人</td><td>4人</td></tr> <tr><td>16～20人</td><td>5人</td></tr> <tr><td>21～25人</td><td>6人</td></tr> <tr><td>26～30人</td><td>7人</td></tr> <tr><td>31～40人</td><td>10人</td></tr> <tr><td>41～50人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>51～60人</td><td>15人</td></tr> <tr><td>61～70人</td><td>20人</td></tr> <tr><td>71人以上</td><td>20人</td></tr> </tbody> </table>	利用定員	乳児又は幼児の数	1～ 5人	1人	6～ 7人	2人	8～10人	3人	11～15人	4人	16～20人	5人	21～25人	6人	26～30人	7人	31～40人	10人	41～50人	15人	51～60人	15人	61～70人	20人	71人以上	20人	参	国の基準どおり
利用定員	乳児又は幼児の数																												
1～ 5人	1人																												
6～ 7人	2人																												
8～10人	3人																												
11～15人	4人																												
16～20人	5人																												
21～25人	6人																												
26～30人	7人																												
31～40人	10人																												
41～50人	15人																												
51～60人	15人																												
61～70人	20人																												
71人以上	20人																												

※地域型保育給付の対象となる事業所内保育事業では、従業員の子どもの他、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供することが要件になっております。上記の利用定員の区分に応じた乳児又は幼児の数は、この地域枠を定めたものとなります。

②保育所型事業所内保育事業（定員が20人以上）

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
保育の従事者	保育士（保健師又は看護師を1人に限り保育士とみなすことが可能。）	従	国の基準どおり
職員数	【0歳児：職員】3：1 【1・2歳児：職員】6：1 【3歳児：職員】20：1 【4歳以上児：職員】30：1	従	〃
設備・面積	保育室等 乳児室（0・1歳児）：1人につき1.65㎡以上 ほふく室（0・1歳児）：1人につき3.3㎡以上 保育室又は遊戯室（2歳以上児）：1人につき1.98㎡以上 医務室 保育に必要な用具、便所の設置	参	〃
	屋外遊戯場 屋外遊技場（付近の代替地可） 満2歳以上の幼児1人につき3.3㎡	参	〃
給食	提供方法 自園調理（調理業務の全部委託が可能。連携施設等からの搬入が可能。）	従	〃
	設備 調理室（事業場に附属して設置する炊事場を含む。）	従	〃
	職員 調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。）	従	〃
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 *保育室等を2階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 【追加事項】消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室を2階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	〃
連携施設に関する特例	連携施設を確保しないことができる	従	〃
保育時間	1日8時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供を行う。	従	〃
嘱託医	嘱託医	従	〃
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	参	〃

③小規模型事業所内保育事業（利用定員 19 人以下）

項目	国の基準	基準区分	本市の基準	
保育の従事者	保育士（割合は 1/2 以上、保健師又は看護師を 1 人に限り保育士とみなすことが可能。） 保育従事者（市長が行う研修を修了した者）	従	国の 基準どおり	
職員数	【0 歳児：職員】 3：1                      【3 歳児：職員】 20：1 【1・2 歳児：職員】 6：1                      【4 歳以上児：職員】 30：1 * 上記に算定した職員数に 1 人追加配置	従	〃	
設備・面積	保育室等	乳児室又はほふく室（0・1 歳児）：1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上 保育室又は遊戯室（2 歳以上児）：1 人につき 1.98 m <sup>2</sup> 以上 保育に必要な用具、便所の設置	参	〃
	屋外遊戯場	屋外遊技場（付近の代替地可） 満 2 歳以上の幼児 1 人につき 3.3 m <sup>2</sup> 以上	参	〃
給食	提供方法	自園調理（調理業務の全部委託が可能。連携施設等からの搬入が可能。）	従	〃
	設備	調理設備	従	〃
	職員	調理員（調理業務の全部委託・連携施設等からの搬入の場合不要。）	従	〃
耐火基準等	建築基準法の上乗せ規制あり。 * 保育室等を 2 階以上に設ける場合は、耐火又は準耐火建築物であること。 【追加事項】 消火器等の消火器具、非常警報器具、保育室を 2 階以上に設置する場合、手すり等の乳幼児の転落事故防止設備など	参	〃	
保育時間	1 日 8 時間を原則とし、保護者の労働時間、家庭の状況などを考慮する。	参	〃	
保育の内容	保育所保育指針に準ずる。乳幼児の心身の状況に応じた保育の提供を行う。	従	〃	
嘱託医	嘱託医	従	〃	
保護者との連絡	保護者との密接な連絡を取り、理解及び協力を得る。	参	〃	

(8) 経過措置

項目	国の基準	基準区分	本市の基準
食事の提供	○自園で調理を行っていない場合、条例の施行日から5年を経過する日までの間、食事の提供や調理員の規程について適用しないことができる。	従	国の基準どおり
連携施設	○連携施設の確保が著しく困難であって、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市が認める場合は、条例の施行日から5年を経過するまでの間、確保しないことができる。	従	〃
小規模保育事業B型等	○小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業における保育従事者は、施行の日から5年を経過するまでの間、家庭的保育者又は家庭的保育補助者を保育従事者とみなす。	従	〃
利用定員	○小規模保育事業所C型にあつては、条例施行日から5年を経過するまでの間、利用定員を6～15人以下とすることができる。	従	〃

6. 施行日

子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成24年法律第67号）の施行の日から施行する。